							※県	使用欄	
	· 様式 ※川県知	知事	殿						年 月 日
	., 12112			产給付金 受給申請書	<u>+</u>				
髙	校生等	译学 終	合付金の受給を	申請します。	※神奈川県は省	略可			
		住所	Ŧ					日中連絡が取れる	電話番号
	清者 護者等)	ふりがな				高校生		□親権者(母)	
(PICE		氏名				等との	□未成年後見人 [□主たる生計維持 □その他(□未成年後見人である 者 □生徒本人	里親)
以	請者 外の 養者等	ふりがな 氏名				等との		□親権者(母) □未成年後見人である	里親)
 	非課 家計 対象とな	税世 急変 なる高を		([1]、[3]~[([1]~[5]を ([1]~[5]	記入してく	ださい。)	は記入不要))
- 氏		が 名 名				生年月日	昭和	年	月 日
在学	学	校の	私立	学校コード※学校使	用欄 2	麻布	了大学附属高等	学校	年
する	1 4	名称	課程		☑全日制	□通信制	□定時制	□専攻科	
学 校	在	岁期 間		年	月 日	~	年 月	日	
	過去の 過去の 等学校 ける在学	等に	学校名立		~	月日日	課程	在学中に給付金 なし 1回 2回	を受給した回数 3回 4回 不明
※ 生	活保護	受給世帯 学生を除	況について は記入不要	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	·	•	てください。		
	【1 との約	】 売柄	氏 名	生年月日	備考	職業・	学校名・学年等		給付金の 申請の有無
扶	□兄[□姉[□高校生等	国公立 私 立	高校	□全日制 □定時制 □通信制 年 □専攻科	□有□無
養親族の	□兄[□姉[□高校生等	国公立 私 立	高校	□全日制 □定時制 □通信制	□有□無
状況	□兄[□姉[□弟□妹			□その他				
	□兄[□姉[□その他				
[3]	<u>振込先</u>	口座			金融機関コー	k		本店・支店	支店コード
金融	融機関名	1		銀行・信用金庫 信用組合・農協	III. IIIA IVA IVI			本所・支所 ・出張所	A/II = 1
預金 種目		・当座 貯蓄	口座番号			口座名(申請	172/	ナで記入してください	
			•		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	•	<u> </u>	「東京に	(生土士一)
月		印有効						【表画Ⅰ~	<u>続きます⇒】</u>
<県	日消 使用欄> 額(年額	>	早期	未済	額	1人口座振込額	Į	表面に	桃で ま 9 → <u>』</u>

<県使用欄>							
支給額 (年額)		早期		未済額	個人口座振込額		
□生業扶助	52,600円	□生業扶助	13, 150円		□生業扶助	52,600円 (13,150円) (39,450円)
□第一子	137,600円	□第一子	34,400円		□第一子	137,600円 (34,400円) (103, 200円)
			,			, ,	
□第二子	152,000円	□第二子	38,000円		□第二子	152,000円 (38,000円) (114,000円)
□通信・専攻科	52,100円	□通信・専攻科	13,025円		□通信・専攻科	52, 100円 (13, 025円) (39,075円)
□不支給	0円				□その他(円)	
					学校振込額		受付日時
						Щ	
					J	1.4	1

(1)		連者等の収入の状況について 保護受給世帯					
1							
2		対象となる高校生等 の個人番号カード等の写しを提出します。					
	非課の者	R税世帯(又は家計急変世帯) □ 課税証明書等を提出します。 □ 高等学校等就学支援金申請のために登録(提出)した個人番号(個人番号カード等の写し)を用いることに同意します。(個人番号カード等を提出する必要はありません。) □ 家計急変の状況の確認書類を提出します。					
1		親権者(両親)2名分 単身赴任の場合であっても、親権者2名分提出してください。 生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人存在する場合					
2		親権者1名分 (親権を児童相談所長、児童福祉施設の長が行う場合を除く。)					
3		★成年後目人()条分 【 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合					
<u>(4)</u>		(((複数選任されている場合は全貝分) 生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という。) (面報等) 2名					
5		生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで主たる生計維持者に変更がない場合 主たる生計維持者1名分 ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合					
6		生徒本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合で、生徒本人が成人に達している					
(3)	次σ	場合 など の理由により、個人番号カード及び課税証明書等を提出しません。					
1		所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年 道府県民税所得割・市町村民税所得割が課されるだけの収入を得ていないため					
_		所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年					
5】 次 非訓	□ 誓約 (のこ 果税世	所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年道府県民税所得割・市町村民税所得割が課されるだけの収入を得ていないため **・委任欄 ※申請者の氏名を記入してください。 ** ことを確認し、誓約(委任)します。 ** 申請者氏名 世帯の方、生活保護受給世帯の方 共通)					
次 (非記 · · · · · (非記	□ 約 こそ私こ施授充 閑私校※	所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年道府県民税所得割・市町村民税所得割が課されるだけの収入を得ていないため *** *** *** *** *** *** *** *** *** *					
(5) 次 (非記····································	□ 約 C 税こそ私こ施授充	所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年道府県民税所得割・市町村民税所得割が課されるだけの収入を得ていないため 「一とを確認し、誓約(委任)します。 世帯の方、生活保護受給世帯の方 共通) 印請書の記載内容は事実に相違ありません。また、この申請書に虚偽の記載があった場合は、知事の求めに従い ②全額を即時返還します。 「神奈川県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。 ②申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援との高校生等を除く。))の支弁対象ではありません。 ②料以外に学校へ納付する納付金等に未済があるときは、私が支給を受ける高校生等奨学給付金をその未済に 「ることについて学校長に委任したので、奨学給付金を学校長に支払うことについて委任します。 世帯の方のみ) ②世帯の方のみ) ②世帯は、7月1日現在※、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助を受給していません。(対象となる高生等が専攻科に在学する場合を除く) ※新入生対象一部早期(前倒し)給付は4月1日現在 ※養親族等の状況について】の欄に記入した高校生等及び兄弟姉妹を私が扶養しています。					
(5) 次 非	□ 約 C 税ののはの設業で、税の生※扶 学	所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年道府県民税所得割・市町村民税所得割が課されるだけの収入を得ていないため 5-委任欄 ※申請者の氏名を記入してください。 ことを確認し、誓約(委任)します。 世帯の方、生活保護受給世帯の方 共通) 申請書の記載内容は事実に相違ありません。また、この申請書に虚偽の記載があった場合は、知事の求めに従い ②全額を即時返還します。 ・神奈川県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。 ・申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援 その高校生等を除く。))の支弁対象ではありません。 津料以外に学校へ納付する納付金等に未済があるときは、私が支給を受ける高校生等奨学給付金をその未済に こることについて学校長に委任したので、奨学給付金を学校長に支払うことについて委任します。 世帯の方のみ) ②世帯は、7月1日現在※、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助を受給していません。(対象となる高生等が事攻科に在学する場合を除く) ・ 営 令和5年4月1日現在 ※養親族等の状況について】の欄に記入した高校生等及び兄弟姉妹を私が扶養しています。 学校使用欄】 次のことについて確認しました。 ・ 党 令和5年4月1日現在、本校の □ 定時制 □ 通信制 □ 専攻科 ・ □ 就学支援金					
(5) 次 非	□ 約 C 税ののはの設業で、税の生※扶 学	所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年道府県民税所得割・市町村民税所得割が課されるだけの収入を得ていないため 「多委任欄 ※申請者の氏名を配入してください。 ことを確認し、誓約(委任)します。 世帯の方、生活保護受給世帯の方 共通) 申請書の記載内容は事実に相違ありません。また、この申請書に虚偽の記載があった場合は、知事の求めに従い ②全額を即時返還します。 ・神奈川県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。 申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援 役の高校生等を除く。))の支弁対象ではありません。 津料以外に学校へ納付する納付金等に未済があるときは、私が支給を受ける高校生等奨学給付金をその未済に 「ることについて学校長に委任したので、奨学給付金を学校長に支払うことについて委任します。 世帯の方のみ) ②世帯は、7月1日現在※、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助を受給していません。(対象となる高生等が事攻科に在学する場合を除く) ・一選・新入生対象・部早期(前倒し)給付は4月1日現在 ・養親族等の状況について】の欄に記入した高校生等及び兄弟姉妹を私が扶養しています。 学校使用欄】 次のことについて確認しました。 ・ 対へないます。 「立時制 □ 場合制 □ 場では利 □ 場では利 □ 単の利 □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □ ■ □					
(5) 次(非: · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	□ 約 C 税ののはの設業で、税の生※扶 学	所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年 道府県民稅所得制・市町村民稅所得割が課されるだけの収入を得ていないため 3・委任欄 ※申請者の氏名を記入してください。 ことを確認し、誓約(委任)します。 世帯の方、生活保護受給世帯の方 共通) 申請書の記載内容は事実に相違ありません。また、この申請書に虚偽の記載があった場合は、知事の求めに従い 少全額を即時返還します。 神奈川県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。 中間の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援 2の高校生等を除く。))の支弁対象ではありません。 非社以外に学校へ納付する納付金等に未済があるときは、私が支給を受ける高校生等奨学給付金をその未済に こることについて学校長に委任したので、奨学給付金を学校長に支払うことについて委任します。 世帯の方のみ) 20世帯は、7月1日現在※、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助を受給していません。(対象となる高 世帯の方のみ) 20世帯は、7月1日現在※、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助を受給していません。(対象となる高 世帯の方のみ) 20世帯は、7月1日現在※、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助を受給していません。(対象となる高 世帯の方のみ) 20世帯の方のみ) 20世帯の方のみ) 20世帯の方のみ) 20世帯の方のみ) 20世帯の方のみ) 20世帯の方のみ) 20世帯側 第7人生対象一部早期(前倒し)給付は4月1日現在 養態旅等の状況について】の欄に記入した高校生等及び兄弟姉妹を私が扶養しています。 20全日制 □ 章は制 □ 章は制 □ 章は計 □ 章は計 □ 章は計 □ 章は計 □ 章は計 □ 章は計 □ 章は計 □ 章が直に制 □ 章がするがは、本校の □ 章は制 □ 章が直に制 □ 章が直に制 □ 章がするがは、本校の □ 章は計 □ 章がするがは、本校の □ 章は制 □ 章がするがは、本校の □ 章は計 □ 章は計 □ 章な科 ・ □ 就学支援金 □ 学び直し支援金 □ 学び直し支援金 □ 学が直し支援金 □ 学が直し大援金 □ 常数科と等について □ 未済なり (円)					
【5】 次 非 · · · 非 · · · 学 校	□ 約 こそ私こ施授充 乗私校 【 【校 の の しの の しの の しの の の の の の の の の の の の	所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年 遺存県民税所得割・市町村民税所得割が課されるだけの収入を得ていないため 1・委任欄 ※申請者の氏名を配入してください。 ことを確認し、警約(委任)します。 世帯の方、生活保護受給世帯の方 共通) 中間語書の記載内容は事実に相違ありません。また、この申請書に虚偽の記載があった場合は、知事の求めに従い 全部を即時変更します。 中請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費 (見学旅行費又は特別育成費 (母子生活支援の高校生等を徐く。) の支弁対象ではありません。 特別外に学校へ納付する納付金等に未済があるときは、私が支給を受ける高校生等奨学給付金をその未済に ることについて学校長に委任したので、奨学給付金を学校長に支払うことについて委任します。 世帯の方のみ) ひ出帯は、7月1日現在※、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助を受給していません。(対象となる高生等が専攻科に在学する場合を除く) 「新入土対象ー部早期(前倒し)給付は4月1日現在 養養放等の状況について] の欄に記入した高校生等及び兄弟姉妹を私が扶養しています。 学校使用欄] 次のことについて確認しました。 ・ 図 令和5年年7月1日現在、本校の □定時制 課程に在学します。 □適信制 申攻科 ・ □ 就学支援金 □学び直し支援金 の受給権(補助要件を満たす)あり □ 専攻科支援金 ・ 授業料以外の納付金等について □未済あり (円) 3称 学校長の氏名 麻布大学附属高等学校 飯田 教往 職印					
	「	所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年 道府県民稅所得割・市町村民稅所得割が課されるだけの収入を得ていないため 5-委任欄 ※申請者の氏名を配入してください。 ことを確認し、誓約(委任)します。					

※県使用欄

第2号様式	振込先登録用紙	
申 請 者 (保護者等)名		高校生等名
	(金融機関名、金融機関コート いるページのコピーを貼り付け	ド、支店名、支店コード、預金種別、口座番号、口座名義人(フリガ けてください
※ 通帳を発行してい。	こいない場合は、キャッシュカー	ードの写し、又はネットバンキングの画面コピーを貼り付けてくださ
必要事項(金融機関 ページを貼り付けてく		を店コード、預金種別、口座番号、口座名義人(フリガナ))が記載されてい
ご指定いただいた	口座に神奈川県私学振興課か	から振り込みます。
額に充てるため、	在籍している学校に未済額分	生徒会費など)に未済額がある場合は、奨学給付金を当該未済 分を神奈川県私学振興課から振り込みます。(未済がある場合
	いて…申請後、解約・名義3	未済用)を学校長あてに提出してください。) 変更の必要が生じたある場合は、速やかに神奈川県私学振興 詩
	・・・ ・・・支給が決定した奨学給付金	金を上限とします。
<県使用欄>		
□金融機関名:		□金融機関コード:
□ 支 店 名 : □ 預 金 種 別 :	·	□ 支 店 □ 一 ド :□ □ 座 番 号 :
— 1天 亚 1主 //1 ·		<u> </u>

口口座名義人(フリガナ):

***	ᅩ	$\overline{}$
<u>'Z'</u>	水心	24
	\sim	· —

1 対象となる高校生等の健康保険証等の写し

下記確認欄(1)、②に該当する方はチェックしてください

	① 被保険者又は世帯主が申請書の申請者又は申請者以外の保 護者等と <u>異なる場合、対象となる高校生等</u> との関係及び親権の 有無
確	□ 祖父母 □ 現配偶者 (親権あり)
l	□ 実父母(親権なし) □ 現配偶者(親権なし)
認	□ その他 ()
欄	②【国民健康保険の場合のみ確認】
	□ 申請書記載の保護者等が保険証記載の被保険者を扶養 しています

対象となる高校生等の健康保険証等の写しを貼付してください。

記号(枝番)、番号、保険者番号を黒く塗り潰して提出。

2 申請書の【2 扶養親族の状況について】で記載した兄弟姉妹の健康保険証等の写し

申請書の【2 扶養親族の状況について】に記載した15歳以上※23歳未満〈平成12年(2000年)7月3日~平成20年(2008年)7月2日生れ〉の兄弟姉妹の健康保険証等の写しををこちらに添付してください。

※中学生は除く。前倒し給付申請の場合は15歳以上23歳未満〈平成12年 (2000年) 4月3日~平成20年(2008年) 4月2日生れ〉。

記号(枝番)、番号、保険者番号を黒く塗り潰して提出。

記入もれや提出書類もれがな	1141	一、「左手刃 。	ノださい
記入も40℃佐山音類も40かな。	しいひい、	– 唯祕、	くにさい。

- □ 対象となる高校生等の保険証の写しを貼付した
- □ 申請書の【2 扶養親族の状況について】で記載した兄弟姉妹の健康保険証等の写しを貼付した
- □(上記「確認欄」に該当する方のみ)確認ボックスへチェックした